

山正ニュース

2016年7月号 (通巻86号)

< 山正ネットワーク >

・本社	☎ <058>271-4468	岐阜県岐阜市市橋4-5-15
・広域資材肥料部	☎ <058>271-4468	(本社内)
・岐阜営業所	☎ <058>271-4466	(本社内)
・可児営業所	☎ <0574>62-5228	岐阜県可児市川合345-1
・富山営業所	☎ <0766>55-3882	富山県射水市大江207-1
・飛騨営業所	☎ <0577>72-4866	岐阜県高山市園府町村山857-2
・愛知事務所	☎ <0568>68-7430	愛知県小牧市久保一色町南2-181
・山正HPアドレス	http://www.yamasyou.com/	

§ 1 有機栽培農産物に使用できる肥料について

～有機JASに適合することが原則、

農家は肥料生産・販売業者からの書類で適合性を確認して使用！～

昨年、肥料袋に表示された原材料とは異なるものが含まれた肥料を使用した地域において、生産された農産物が有機農産物や特別栽培農産物として販売できなくなる事態が発生し全国的な問題となりました。そこで、今回はそうした問題が生じないように、有機農産物に使用できる肥料について紹介したいと思います。

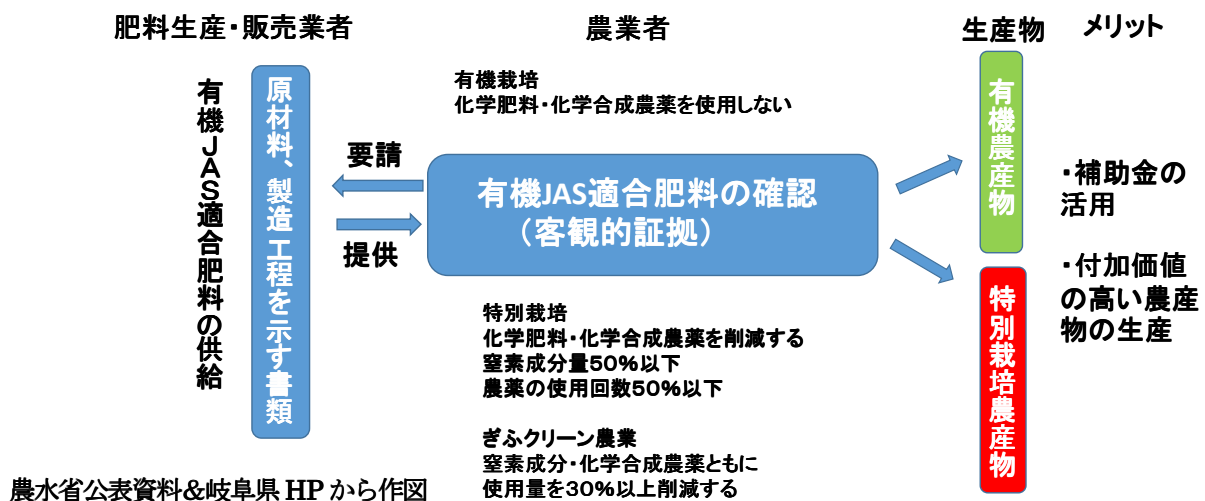
なお、有機農産物に適合する肥料であれば特別栽培農産物や、ぎふクリーン農産物等の削減基準になっている化学的に合成された窒素成分を含まないものとして使用することができることとなります。

有機農産物や特別栽培農産物の生産には環境保全型農業に対する直接支払制度による補助金の支援（有機栽培が支援対象）が受けられるほか、環境にやさしい栽培方法で生産された農産物であることをセールスポイントに、いわゆる付加価値の高いブランド農産物としての販売戦略が展開できるメリットがありますが、一方で環境にやさしい栽培法には使用する肥料や農薬について農水省のガイドラインで厳格な上限規制が設けられています。

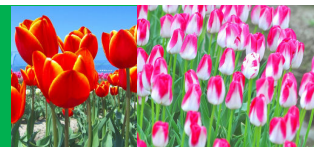
このうち、肥料にあっては、下図に示したように農家が肥料生産業者や販売業者から提供される「原材料・製造工程を示す書類」で有機JAS肥料であることを客観的証拠として確認したもののみ有機農産物として流通させることが可能となります。同様にこの書類は、特別栽培農産物のガイドラインにおける化学的に合成された窒素成分を含まないことを証明する根拠にもなるものです。

次ページには有機農産物のJAS規格の肥料及び土壌改良資材の種類とその基準を示しました。大きな特徴は①天然物由来若しくは化学的処理を行っていない天然物由来のものであること（化学的合成物質が添加されていないこと）、②組換えDNA技術が用いられていないこと、等です。いずれにしても、肥料の生産・販売業者に対して客観的証拠の根拠となる書類の提供を要請すれば速やかに提供されることとなりますのでこのシステムを十分に活用して付加価値の高いブランド農産物の生産につなげていただきたいと思います。

有機農産物及び特別栽培農産物と使用する肥料の関連について



株式会社山正は、農薬・肥料・園芸ハウス・農業資材等の販売や、それに伴う農地・緑地・街路樹等のメンテナンス業務を通じ、地域農業や地域の環境緑地化への貢献を目指しています。



どのような肥料等が有機農産物のJAS規格に適合しますか？

次の①～③すべての条件を満たすものが有機農産物のJAS規格に適合します。

- ①有機農産物のJAS規格の別表1(下表)に掲載されており、その基準を満たすこと
- ②製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないこと
- ③原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないこと

有機農産物のJAS規格別表1

肥料及び土壌改良資材	基準	肥料及び土壌改良資材	基準
植物及びその残さ由来の資材(※)	植物の刈取り後又は伐採後に 化学的処理を行っていない ものであること。	岩石を粉砕したもの	天然物質又は 化学的処理を行っていない天然物質 に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により 土壌等を汚染するものでない こと。
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材(※)	家畜及び家きんの 排せつ物 に由来するものであること。	木炭	天然物質又は 化学的処理を行っていない天然物質 に由来するものであること。
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材(※)	天然物質又は 化学的処理 (有機溶剤による油の抽出を除く) を行っていない天然物質 に由来するものであること。	泥炭	天然物質又は 化学的処理を行っていない天然物質 に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限ること。
と畜場又は水産加工工場からの動物性農産品由来の資材	天然物質又は 化学的処理を行っていない天然物質 に由来するものであること。	ペントナイト	天然物質又は 化学的処理を行っていない天然物質 に由来するものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材(※)	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。	パーライト	天然物質又は 化学的処理を行っていない天然物質 に由来するものであること。
パーク堆肥	天然物質又は 化学的処理を行っていない天然物質 に由来するものであること。	パーミキュライト	天然物質又は 化学的処理を行っていない天然物質 に由来するものであること。
メタン発酵消化液(汚泥肥料を除く)	家畜ふん尿等の有機物を、 嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるもの であること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。	けいそう土焼成粒	天然物質又は 化学的処理を行っていない天然物質 に由来するものであること。
グアノ		塩基性スラグ	水トーマス製鋼法により副生するものであること。
乾燥糞及びその粉末		鉱さいけい酸質肥料	天然物質又は 化学的処理を行っていない天然物質 に由来するものであること。
草木灰	天然物質又は 化学的処理を行っていない天然物質 に由来するものであること。	よう成りん肥	天然物質又は 化学的処理を行っていない天然物質 に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
炭酸カルシウム	天然物質又は 化学的処理を行っていない天然物質 に由来するもの(苦土炭酸カルシウムを含む)であること。	塩化ナトリウム	海水又は湖水から 化学的方法によらず 生産されたもの又は採掘されたものであること。
塩化加里	天然 鉱石 を粉砕又は水洗精製したものと及び海水又は湖水から 化学的方法によらず 生産されたものであること。	リン酸アルミニウムカルシウム(*)	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
硫酸加里	天然物質又は 化学的処理を行っていない天然物質 に由来するものであること。	塩化カルシウム(*)	
硫酸加里苦土	天然 鉱石 を水洗精製したものであること。	食酢(*)	
天然りん鉱石	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。	乳酸	植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土のpH調整に使用する場合に限ること。
硫酸苦土	天然物質又は 化学的処理を行っていない天然物質 に由来するものであること。	製糖産業の副産物	
水酸化苦土	天然 鉱石 を粉砕したものであること。	肥料の造粒材及び固結防止剤	天然物質又は 化学的処理を行っていない天然物質 に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止剤を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩(*)に限り、使用することができる。
軽焼マグネシア		その他の肥料及び土壌改良資材	(別記A参照)
石こう(硫酸カルシウム)	天然物質又は 化学的処理を行っていない天然物質 に由来するものであること。		
硫黄(*)			
生石灰(苦土生石灰を含む)	天然物質又は 化学的処理を行っていない天然物質 に由来するものであること。		
消石灰(*)	上記 生石灰 に由来するものであること。		
微量元素(マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素(*)	微量元素等の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。		

(*)使用することがやむを得ないものとして、化学的に合成されたものも認められています。

(※)原材料の生産段階において**組換えDNA技術が用いられていないもの**の入手が困難な場合は、当分の間、組換えDNA技術が用いられたものの使用が認められています。

(別記A)

植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物(生物を含む)及び植物の栄養に供することを目的として植物に施されるもの(生物を含む)であつて、**天然物質**又は**化学的処理を行っていない天然物質**に由来するもの(燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの及び**化学的方法**によらずに製造されたものであって、**組換えDNA技術を用いていないものに限る**)であり、かつ、**病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと**。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限りに、使用することができる。

有機JASに肥料認証の仕組みはありますか？

有機JASには、肥料を認証する仕組みはありません。

なお、(一般社団法人)有機JAS資材評価協議会など一部の団体では、任意で肥料等資材の評価や評価結果の公表を行っています。詳細は、これらの団体にお問い合わせ下さい。

(出典：農林水産省 食料産業局 食品製造課の資料を一部改変したもの)

§ 1 有機栽培農産物に使用できる肥料について
～有機JASに適合することが原則、

農家は肥料生産・販売業者からの書類で適合性を確認して使用！～(名畑技術顧問)・・・1～2ページ